

令和5年度 三沢市デマンド型乗合タクシー実証運行業務委託 仕様書

第1条 (適用範囲)

本仕様書は、三沢市地域公共交通会議が令和5年度に委託する三沢市北部・東部地区におけるデマンド型乗合タクシーの実証運行業務の実施に関して適用する。

第2条 (目的)

三沢市北部及び東部地区のコミュニティバス運行路線の廃止及び減便に伴い、市民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、新たに北部・東部と市街地を結ぶデマンド型乗合タクシーの導入に向けて実証運行業務を委託する。

第3条 (事業対象地域)

- ・北部地区（細谷、六川目、織笠、塩釜、新森、根井、朝日、高野沢、谷地頭、富崎、八幡、越下、淋代）
- ・東部地区（大津、浜三沢、三川目、鹿中、前平、南ニュータウン、前平西、さつきヶ丘）
- ・市街地地区（公共施設、病院、商業施設など指定箇所に限る）※コミュニティバス均一運賃150円区間内
※詳細は別紙運行エリア図のとおり

第4条 (履行期間)

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

第5条 (事業内容)

(1) 事業形態

本仕様書による契約に基づき、運行事業者は、道路運送法による「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送許可」における区域運行（21条許可）を受けて運行を行うものとする。

なお、運行方式は北部・東部地区内のミーティングポイント（乗降地点）と、市街地内で定めるミーティングポイントの間を結び、自由経路で運行する「自由経路ミーティングポイント型」とする。

※自由経路ミーティングポイント型とは・・・運行ルートを定めず、予約に応じ所定の乗降場所を最短経路の選択により所要時間を短縮するとともに、乗降場所を多数設置することにより、乗客の歩行距離を短縮することができる。一般タクシーとの差別化を図るため、目的施設又は発施設を限定する場合が多い。

※天候やその他の事情により到着できない場合は、都度予約者（乗客）と協議を行い、目的地周辺の安全な乗降場所に乗降し、目的地間を運行する。

(2) 運行期間

令和5年12月20日（水）～令和6年3月30日（土）

(3) 運行開始手続き

運行事業者は、国土交通省東北運輸局への申請・許認可に関する手続きをはじめ、運行を開始するために必要な手続きについて、遅滞なく確実に行う。

なお、上記の運行期間の実施に決定した場合、前述の運行開始手続きは令和5年10月に開催を予定している三沢市地域公共交通会議(以下「公共交通会議」という)に付議し、協議が調ってから行う。

(4) 運行業務

1) 運行業務

- ・利用者からの電話予約に応じてデマンド型交通の運行を実施する。
- ・乗客の乗降場所は事業対象地域内の公共交通会議が指定する乗降ポイントのみとし、乗降車時には安全に乗降できると認められる状況であることを確認のうえ、乗降させるものとする。原則として、指定した乗降場所以外の乗降は認めない。ただし、降雪時などやむを得ない事情により乗降が困難な場合は、乗客との協議により、目的地周辺の安全な乗降場所に乗降させることができる。
- ・運転手は、利用者から乗車時に氏名を確認し、設定された運賃を受領し便ごとに清算する。
- ・運転手は1便ごとに乗降時刻、場所、人数、運賃、特記事項など必要事項を記録する。
- ・割引制度を実施するため、対象者の利用を記録する。

2) オペレーション業務

- ・本業務のうちデマンド型交通を実施するため、オペレーション業務では利用者の電話予約受付、配車手配、報告書の作成など必要とする業務を行う。
- ・予約の受付時に利用者情報(氏名、電話番号、利用日、乗降場所など)を確認する。また、予約者が利用登録を希望する場合は、利用登録及び会員証の発行を行う。
- ・なお、公共交通会議は事前に地域住民を対象とした登録等を実施するとともに、支援機関である三沢市政策部政策調整課の窓口でも登録受付を行うことで名簿を作成し、運行事業者に提供する。
- ・運行事業者は、利用者からの予約を受けて予約状況が確定した後に、速やかに乗降場所間の運行経路を最短距離で選定し配車を行い、円滑な運行を実施するものとする。
- ・運行事業者は、利用者が指定する乗降場所に車両を配車し、指定された乗降場所まで乗り合いながら運行するものとする。
- ・1人で運行車両に乗降できない方の予約は原則受け付けないこととする。
- ・利用登録者の名簿は、毎月上旬までに電子データにて公共交通会議へ報告する。
- ・報告する内容は公共交通会議で定めた様式によりはExcel等を用いて電子データで提出する。
- ・運行管理業務委託契約期間終了後の登録者データについては、速やかに公共交通会議に返還する。
なお、公共交通会議への報告以外で登録者データの複製を禁止するとともに、個人情報である登録者データの保管等についても十分留意する。

第6条 (乗降場所)

乗降場所となる範囲、ポイントは、別紙『運行エリア図』のとおり

第7条 (運行ダイヤ)

運行ダイヤは下表のとおりとし、予約に応じて運行するものとする。

なお、予約の受付及び運行経路の選定は、原則1台で運行可能となるように行う（設定した乗降時間での運行が困難な場合又は乗車定員を上回る場合など、1台での運行が難しい場合を除く）。

表1 運行ダイヤ

| | 行き（北部・東部 → 市街地） | | | 帰り（市街地 → 北部・東部） | | |
|----|-----------------|---|-------------|-----------------|---|-------------|
| | 発 | | 着 | 発 | | 着 |
| 1便 | 8:30~9:00 | → | 9:10~9:40 | | | |
| 2便 | 9:20~10:00 | → | 10:10~10:40 | | | |
| 3便 | | | | 10:10~10:50 | → | 11:00~11:30 |
| 4便 | 12:30~13:00 | → | 13:10~13:40 | | | |
| 5便 | | | | 13:10~13:40 | → | 13:50~14:20 |
| 6便 | 15:00~15:30 | → | 15:40~16:10 | | | |
| 7便 | | | | 15:40~16:10 | → | 16:20~16:50 |

第8条 (予約受付期間及び時間、方法)

予約受付期間:利用日の1週間前から予約を受け入れ、予約の締め切りは午前利用(1便目~4便目)の場合は前日まで、午後利用(5便目~7便目)の場合は当日の11時まで

受付時間:8時から17時まで

予約受付方法:電話のみ

第9条 (運行日)

月曜日から土曜日とし、予約があったときのみ運行する。

※ただし日曜日及び祝日、年末年始(12月31日~1月3日)は運休とする。

第10条 (運行車両)**(1) 使用車両**

使用する車両は乗車定員10名(乗客9名)のものとする。ただし、利用者が若干名のとき又は、定員を超え1台に乗りきらない場合は、追走便として予め用意した予備車であるセダン型車両(乗客4名)を使用するなど適切な対応を行うこととする。

運行車両については有償運行を実施するため営業車である必要がある。

また、車両の側面等には公共交通会議で指定したマグネットシールを貼る。

(2) 車両の確保

原則として、車両は運行期間の運行に必要な諸手続きが円滑に進められるよう、準備すること。また、運行開始日の1週間前までに運行できる状態に整え、公共交通会議の確認を受けることとする。

第11条 (運行準備)

- (1) 運行開始日までに道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の認可等に関する審査基準を満たすこと。
- (2) 運行開始日までに運行路線について各種法令に基づく許可、認可等を有すること。
- (3) 運行開始日までに各種法令に基づく施設、設備、体制が整い、問題なく運行できること。
- (4) 運行事業者のやむを得ない事情等により、運行開始日までに(1)~(3)に掲げる事項の手続きが整わない場合は、発覚した時点で直ちに公共交通会議へ報告し、その対応について協議するとともに、一刻も早く基準を満たして運行するよう努めること。
- (5) 乗降ポイントを示す表示は、材質、規格、意匠等及び関係法令に準拠する項目について公共交通会議と協議のうえ、公共交通会議が用意する。また、設置に係る各種許可・届出等の手続きは、公共交通会議と協力して行うものとする。
- (6) 本業務に使用するすべての車両は任意保険又は共済に加入することとし、加入手続き及び保険料の支払いは受託者が行う。また、加入する任意保険又は共済は以下に示す賠償内容とする。
 - ・対人賠償保険：無制限
 - ・対物賠償保険：200万円

第12条 (料金)

- ・利用者が支払う運賃は下表(利用料金)のとおりとし、運行する地区および乗合の有無によって料金は異なるものとする。ただし、未就学児は保護者同伴に限り無料とする。
 - ・なお、下表(割引適応条件)に該当する対象は割引制度が適用される場合は、(1割引)運賃とする。
- ただし、()内割賃等の内容については、現時点の案であり落札業者と調整する。
- ※この運賃が適用される場合は、乗降車時に利用登録者会員証又は身分証等のいずれかを提示する必要がある。

表2 利用料金

| 地域 | 乗合「あり」 | 乗合「なし」 |
|------|------------|-------------|
| 北部地域 | 500円(450円) | 1000円(900円) |
| 東部地域 | 300円(270円) | 600円(540円) |

表3 割引適応条件

| 対象 | 条件 |
|--------|---|
| 小学生 | ・保護者同伴であれば1割引（未就学児は無料） |
| 高校生 | ・十和田観光電鉄が発行する有効期限内の定期券の提示で1割引 |
| 障がい者 | ・身体障害者手帳、療育・愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ本人が1割引 ・なお、各手帳記載欄に第一種又は1級の記載がある場合に限り介助者・付添人が1割引 |
| 免許返納割引 | ・運転経歴証明書の提示で1割引 |

第13条（車内外掲示）

運行車両には、車体表示としてマグネットシートを使用し、一般タクシーではなく、デマンド型交通の車両である事が伝わる車体表示を設置するものとする。なお、車体表示は公共交通会議が準備する。

第14条（委託料）

- (1) 当該路線の委託料は、実際に運行に要した経費から利用者から徴した運賃収入を差し引いた金額とし、公共交通会議から運行事業者へ支払う。
- (2) 実際に運行に要した経費は、実際に運行した回（便）数に追走便の便数を加えた運行回（便）数に1便あたりの運行経費（見積金額）を乗じた金額とする。なお、1便あたりの運行経費（見積金額）は以下の費用とする。ただし、その他業務に必要な経費については、公共交通会議に協議し、必要と認められた場合は運行経費に含めるものとする。
- ・人件費（運転業務及びオペレーション業務を含む）
 - ・燃料油脂費
 - ・車両の修繕、点検、保管費
 - ・課税公課（自動車税・自動車重量税）
 - ・保険料
 - ・その他業務に必要な経費

第15条（乗降場所の掲示物等）

乗降場所の設定や施設所有者等との調整、掲示物等の準備、設置は、運行開始までに公共交通会議が行う。

第16条（その他業務）

- (1) 運行事業者が行う業務には、東北運輸局への申請、公共交通会議への報告、乗降客の安全確保、料金徴収・管理、緊急時の対応（緊急連絡、予備車の確保等）、車両清掃（コロナ対策含む）、業務期間中の運行に係る備品の補完・管理等、運行に必要な業務一切を含むものとする。

- (2) 公共交通会議が実施する地域交通や既存公共交通の利用促進を図る取り組みに対し、積極的に協力するものとする。

第17条 (利用状況調査の実施)

(1) 利用者アンケート調査

- ① 運行事業者は、運行期間中公共交通会議で作成した調査票を利用者に対して車内で配布・回収する。
- ② 調査日：運行期間内で公共交通会議の指示により決定する。
- ③ 調査票は公共交通会議が作成し、開始日より前に提供する。

(2) 利用者実数の把握

- ① 運行事業者は、便数ごとに乗降時間、乗降場所、運賃収入、乗降者人数及び割引対象者であることの証明書の提示のあった人数などを日報により把握し、毎月 Excel データで報告すること。
- ② 上記報告様式については、公共交通会議の指定様式とし、事前に運行事業者と協議の上決定する。

第18条 (契約の解除)

公共交通会議は、次のいずれかに該当すると認められたときは、契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 運行事業者が契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 運行事業者の責に帰する理由により、運行期間内に運行業務を完了する見込みがないことが明らかになったとき。

第19条 (協議事項)

契約に定めのない事項及び契約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、公共交通会議と運行事業者の双方が誠意をもって協議のうえ、定めるものとする。

第20条 (その他)

- (1) 運行事業者は、関係法令等を遵守の上、本業務を遂行するものとする。
- (2) 運行期間中に発生した、本業務に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、運行事業者が負うものとする。
- (3) 運行事業者として選定された後、契約締結に先立ち、公共交通会議への参加を要請された場合は対応するものとする。

【資料2】

(4) 公共交通会議（令和5年10月開催予定）での協議により、運行開始後に運行サービス水準（運行路線・乗降場所配置、運行ダイヤ、運行日、運行車両、料金など）を変更が生じた場合は、公共交通会議で承認が得られた変更内容に対応するものとする。

（公共交通会議の問い合わせ先）

三沢市地域公共交通会議 事務局

三沢市 政策部 政策調整課 （担当）和田、一戸

〒033-8666 青森県三沢市桜町 1-1-38

TEL：0176-53-5111（内線 541、539）

FAX：0176-52-5656

Mail：msw_seisaku@misawashi.aomori.jp

以上